

宇部市議会議員政治倫理条例(案)

(目的)

第 1 条 この条例は、宇部市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の代表者として、議員活動を行う際に遵守すべき行動の基準（以下「政治倫理基準」という。）を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、市民の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律し、倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、速やかに、真摯かつ誠実に、疑惑を解明しなければならない。

(政治倫理基準)

第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) その地位を利用して不正に金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けないこと。
- (2) 市が行う請負契約、委託契約、物品購入契約その他の契約又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の指定に関し、特定の者への取り計らいをしないこと。
- (3) 市職員に職権の不正行使を強要して、その職務遂行を妨げないこと。
- (4) その地位を利用して各種ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をし、又は法人、団体等への嫌がらせ、不当な強制、圧力をかけるなどの行為をしないこと。
- (5) ウェブサイト等において行う情報発信において、個人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為をしないこと。
- (6) 市職員の採用、昇格又は異動に関し、その影響力を行使しないこと。
- (7) 政治活動に関し、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）に規定する政治献金以外の寄附の授受をしないこと。
- (8) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の規定に違反する寄附行為、要求等の行為をしないこと。
- (9) 納税の義務を履行すること。
- (10) 反社会的勢力を利用し、若しくは反社会的勢力に利用され、又は反社会

的勢力の活動に関与しないこと。

(請負契約に関する遵守事項)

第 4 条 議員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、自らが役員と同程度の執行力又は責任を有すると認められる法人等に対し、市が発注する工事、製造等の請負に係る契約の締結の自粛をするよう努めるものとする。

(審査請求)

第 5 条 議員が第 3 条に規定する政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する書面を添えて、市民にあつては有権者（地方自治法第 74 条第 5 項に規定する選挙権を有する者をいう。）の総数の 500 分の 1 以上の者の連署をもって、議員にあつては定数の 3 分の 1 以上の者の連署をもって、議長に審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

2 市長は、議員が第 3 条に規定する政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、これを証する書面を添えて、議長に審査請求をすることができるものとし、当該審査請求があつた場合、議長は会派代表者会議でその対応を協議するものとする。

3 第 1 項及び前項の規定による審査請求は、審査の対象となる政治倫理基準違反行為と疑われる行為の日（以下「当該日」という。）が属する議員としての任期中に行わなければならない。ただし、当該任期を経過した後であっても、当該議員が再選されている場合は、当該日から 3 年以内に限り、審査請求をすることができる。

(審査会の設置等)

第 6 条 議長は、前条第 1 項及び第 2 項の規定による審査請求を受けたときは、これを審査するため、宇部市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、付託する。

2 審査会の委員は、議員の中から議長が選任する。ただし、議長は必要があると認めるときは、議員に加え外部有識者から選任することができる。

3 当該審査の対象となる議員（以下「対象議員」という。）又は当該審査請求をした議員は、審査会の委員になることができない。

4 審査会の委員は、当該事案の審査結果を議長に報告したときは、解任されるものとする。

5 審査会の委員は、審査の過程における情報等職務上知り得た秘密を漏らし

てはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の職務及び権限)

第7条 審査会は、付託された審査を行うため、対象議員及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

- 2 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、その旨を公表する等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 審査会は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の者の合意により非公開とすることができる。

(審査結果の報告)

第8条 審査会は、審査会が設置された日から原則として90日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

- 2 議長は、前項の報告を受けたときは、審査請求をした者及び対象議員に対し、その内容を文書で通知するとともに、その概要を公表するものとする。この場合において、次項の弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。
- 3 対象議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

(審査結果の措置)

第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 議員の辞職勧告等を行うこと。
 - (2) この条例の規定を遵守させるため警告を発すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認めること。
- 2 議長は、審査会から遵守義務違反がないと報告を受けたときは、対象議員の名誉を回復する措置を講じなければならない。

(議長職務の代行)

第10条 議長が対象議員になったときは副議長が、議長及び副議長がともに対象議員になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行

う。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第5条第1項及び第2項に規定する審査請求は、施行日以後に行われた議員の行為について適用する。